

豪州産大麦(はだか麦)から残留農薬基準を超える
農薬成分が検出された件について

2018年4月3日

平成29年7月のSBS契約(輸入業者・買受業者・国の3社契約/売契麦(29)第CB14号)に基づき、伊藤忠商事株式会社が輸入し、当社に供給された豪州産はだか麦の保管サンプルから、食品衛生法の基準値を超える残留農薬「アゾキシストロビン」(基準値0.5 mg/kgに対して2.5 mg/kg)が検出されことに関し、お知らせ致します。

当社は、取引関係先から本件に関連する連絡を受けた後、速やかに、取引先等への報告・連絡を行うとともに、在庫品の出荷停止等の措置を実施致しました。

同時に、取引関係先が実施した保管サンプルの分析結果を受けて、昨日その内容を農林水産省に報告の上、所轄の保険所にも本日報告致しますとともに、本公表とさせていただきます。

今回検出された残留農薬「アゾキシストロビン」は、約50カ国で穀物、果実、野菜等の殺菌剤として農薬登録されており、また日本では、柑橘類の食品添加物として収穫後の使用も認められているものです。

この度の検出量でも、当該製品を毎日食べ続けたとしても健康に影響を及ぼす恐れはありません。

しかしながら消費者の皆様および取引関係先の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけすることになりましたこと、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

今後、当社といたしましては、対象となるSBS契約はだか麦及びこれを使用した加工商品について、仕入先・販売先を含めた取引関係先の皆様からのご協力を頂きながら、所轄の保健所とも協議の上、法令に基づき適切に対応する事はもちろん、本件の原因究明並びに再発防止策の検討、ひいては食品安全管理体制の一層の強化に真摯に取り組んで参ります。